

# 10月1日から下水道使用料等を改定

問い合わせ 下水道総務課 ☎239-1031 FAX 239-1037

## 下水道事業の現状と使用料改定の経緯

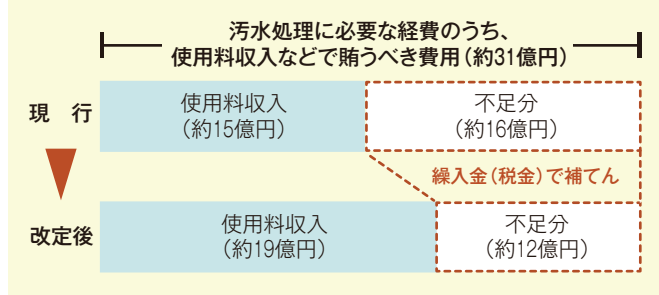
津市の下水道事業は、平成18年1月1日の市町村合併時に決定した低額な使用料体系で運営を

してきました。これまで、経費節減など可能な限り経営改善を行ってきましたが、現在の使用料収入では汚水処理に必要な経費を賄うことができず、一般会計からの繰入金(税金)に頼る事業運営を行っています。

こうした状況を少しでも改善するため、下水道使用料を改定することになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

また、市営浄化槽使用料および共同汚水処理施設使用料も、下水道使用料と同じ使用料体系のため、同様の改定を行います。

### 使用料収入と不足分(平成29年度決算数値)



## 改定後の下水道使用料

- 基本使用料・従量使用料ともに約27%の引き上げ(税抜き)となります。
- 令和元年10月1日の使用分から改定します。
- 10月1日をまたぐ期間の使用料は、改定前・改定後で日割り計算を行って算出します。

### 下水道・市営浄化槽・共同汚水処理施設使用料単価表(1カ月・税込み)

汚水の種類	水量区分	改定前(消費税8%)		改定後(消費税10%)	
		基本使用料(円)	従量使用料(円/1m <sup>3</sup> )	基本使用料(円)	従量使用料(円/1m <sup>3</sup> )
一般汚水	1~10m <sup>3</sup>	648	5.40	836	6.60
	11~30m <sup>3</sup>		124.20		161.70
	31~50m <sup>3</sup>		156.60		203.50
	51~100m <sup>3</sup>		189.00		245.30
	101~500m <sup>3</sup>		232.20		301.40
	501~1,250m <sup>3</sup>		270.00		349.80
	1,251m <sup>3</sup> ~		286.20		370.70
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> ~	—	12.96	—	13.20

### 使用料の比較例(1カ月・税込み)

使用水量	改定前(円)	改定後(円)	負担増額(円)
10m <sup>3</sup>	702	902	200
20m <sup>3</sup>	1,944	2,519	575
30m <sup>3</sup>	3,186	4,136	950
40m <sup>3</sup>	4,752	6,171	1,419
50m <sup>3</sup>	6,318	8,206	1,888
100m <sup>3</sup>	15,768	20,471	4,703

一般家庭の使用水量の目安

#### 使用水量が20m<sup>3</sup>の場合の計算例

10m<sup>3</sup>×6.60円(1~10m<sup>3</sup>の従量使用料)+  
10m<sup>3</sup>×161.70円(11~30m<sup>3</sup>の従量使用料)+  
836円(基本使用料)=2,519円

## 水道料金・下水道使用料などの消費税等相当額分を改定

10月1日からの消費税および地方消費税の引き上げに伴い、水道料金、下水道使用料、市営浄化槽使用料、共同汚水処理施設使用料、農業集落排水処理施設使用料について、消費税等相当額分

(2%)の改定を行います。詳しくは、水道料金については水道局営業課(☎237-5805、FAX 237-5819)、その他の各使用料については下水道総務課までお問い合わせください。